

各サービス付き高齢者向け住宅の設置・運営事業者（法人）の代表者及び施設長 様

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

令和5年7月1日現在の有料老人ホーム経営状況等報告について（依頼）

日頃、本市の高齢者福祉の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては、老人福祉法第29条第11項及びさいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針15「経営状況等に関する報告」（1）「定期報告」の規定に基づき、有料老人ホーム施設に対し、7月1日現在の経営状況等の報告をお願いしているところです。

市内サービス付き高齢者向け住宅においても、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅におきましては、「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正について（通知）（保福介第1669号 平成27年7月2日発）」により、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく指導対象となっております。

つきましては、下記により関係書類を作成の上、提出をお願いいたします。提出された資料については、本市の介護保険事業の参考とさせていただくとともに、さいたま市ホームページにおいて公開いたしますのでご留意ください。

記

1 提出書類

		紙	PDF データ
①	サービス付き高齢者向け住宅設置者の直近の事業年度の法人の決算書（貸借対照表、損益計算書等）	1部	—
②	施設ごとの直近の事業年度（①と同一年度）の収支決算がわかる資料	1部	—
③	施設のパンフレット	1部	—
④	令和5年7月1日現在の重要事項説明書（別添1・2含む）	1部	1部
⑤	令和5年7月1日現在のサービス付き高齢者向け住宅情報開示等一覧表	1部	1部

※諸注意

- ・①、②、③については様式の定めはありません。
- ・④、⑤については、以下のとおり「さいたま市 Web サイト」より様式をダウンロードし、紙で1部、PDF データで1部提出してください（埼玉県の様式と異なりますので、ご注意ください。また、**④重要事項説明書については、令和5年7月1日から様式を改正**（P10（利用料金のプラン【代表的なプランを2例】）中の欄外に「（注）居室にあるテレビ等のNHK受信料については、入居者が個々で契約して負担してください。」を追記）していますので、掲載様式（ワード形式）を使用し、提出いただくようお願いします）。ただし、「サービス付き高齢者向け住宅重要事項説明書」（前記の重要事項説明書と同様の改正をしています）を使用している場合は、そちらの提出でも構いません。
- ・情報開示等一覧表の入居者の市内（各区）、市外の内訳は、必ず合計人数と一致するよう御確認をお願いします。また、重要事項説明書の人数と差異のないように併せて御確認ください。

## 【さいたま市 Web サイト】

<本通知及び④、⑤様式掲載 URL>

令和5年7月1日現在の有料老人ホーム経営状況等報告について

<https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p048172.html>

<たどり方>

さいたま市トップページ「事業者向けの情報」→「届出・手続き」→「福祉」→「令和5年7月1日現在の有料老人ホーム経営状況等報告について」

2 提出期限 **令和5年7月31日（月）必着**

3 提出方法 { **①～⑤の紙**で提出するものについて

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課 事業者係あてに郵送又は持参

• **④、⑤のPDFデータ**で提出するものについて

**Eメール**で件名を「有料老人ホーム経営状況報告（施設名称）」としてデータを各々

**PDF形式に変換の上**、下記メールアドレスあてに提出

送付先Eメールアドレス：[kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp](mailto:kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp)

**※各様式の向きを揃えて**PDF形式に変換してください。

※今後、厚生労働省からの指示により、今回提出されたものの同省へのデータ提供や、別途追加資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

さいたま市役所 福祉局 長寿応援部  
介護保険課 事業者係 井出・久米川・井樽・宮坂  
電話 048-829-1265（直通）  
FAX 048-829-1981